

2件の意見書を提出しました



意見書とは

地方自治法第99条の規定により、議会から国会や行政機関に提出するものです。

内容は多岐に及びますが、市単体では解決できない問題等を意見書として提出し、国会や行政機関に働きかけるものです。

市議会議員が議長に提出し、本会議において過半数以上の賛成で可決され、関係機関に提出されます。

9月議会定例会で議決された意見書2件はそれぞれ国の関係機関に提出しました。

提出した意見書は次のとおりです。

意見書第1号

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書

令和6年能登半島地震による被害へのさらなる対応と一日も早い被災地の復興、被災者の生活再建が望まれるなか、全国的にも近年において、頻発・激甚化している地震、台風や局地的豪雨等の自然災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害をもたらしており、地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、国及び地方自治体、民間が一体となって防災・減災、国土強靱化の取組を進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図ることが重要であり、本市は、厳しい財政状況の中、防災・減災対策を着実に進めようとしているが、必要となる財源の確保という大きな課題に直面している。

緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方自治体にとって極めて重要な財源であるが、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限措置であり、防災・減災対策を着実に進める上で、制度終了が各地方自治体の大きな懸念材料となっている。

よって国におかれては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされているが、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
2. 地域の実情に応じて、起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など、一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年8月28日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

全員賛成で可決

意見書第2号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

記

1. 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
2. IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
3. 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年8月28日

提出先：総務大臣、デジタル大臣、国土交通大臣

全員賛成で可決